

# 令和5年度佐久地域日本酒・ワインツーリズム事業に係る「晴星」を活用した 佐久地域の特産品PRツアー業務委託仕様書（案）

この仕様書は、長野県佐久地域振興局（以下「委託者」という。）が行う令和5年度佐久地域日本酒・ワインツーリズム事業に係る「晴星」を活用した佐久地域の特産品PRツアー業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、その仕様等に関し、必要な事項を定めるものである。

## 1 業務名

令和5年度佐久地域日本酒・ワインツーリズム事業に係る「晴星」を活用した佐久地域の特産品PRツアー業務

## 2 業務の目的

コロナ禍において、佐久地域の酒類（日本酒・ワイン・クラフトビール等）や農畜産物加工品などの特産品の消費が落ち込んだ。観光客数などが段階的に回復する中、PR活動を継続することにより、佐久地域とその特産品（酒類・農畜産物加工品）への県内外のファンを増やし、誘客拡大を図るため。

## 3 関係法令

本業務の実施に関しては、本仕様書によるほか、下記の関係法令等を遵守して行うこと。

- (1) 長野県財務規則及び諸規則
- (2) 委託契約書
- (3) その他関係法令及び通達

## 4 委託契約期間

契約締結の日から令和5年12月28日（木）まで

## 5 「晴星」を活用した佐久地域の特産品PRツアーの実施内容

- (1) 開催月日  
令和5年11月11日（土）
- (2) 開催場所  
長野駅～軽井沢駅間のしなの鉄道株式会社運行線の貸切列車内及び小諸駅周辺
- (3) 参加者及び参加者数（予定）
  - ア 佐久地域及び佐久地域の特産品（酒類・農畜産物加工品）に関心を持つ県内外の消費者等
  - イ 60名程度
- (4) 業務委託内容
  - ア 令和4年11月12日に開催した、「佐久地域お酒飲み比べほろ酔いツアー」のイメージを参考にすること。
  - イ 長野駅集合とし、運行区間は、長野駅～小諸駅（一時下車）～軽井沢駅とすること。
  - ウ 佐久地域星空トレイン「晴星」を貸切列車として使用すること。
  - エ 目的を十分に理解した上で、佐久地域の特産品（酒類・農畜産物加工品等）の魅力向上を図るため、次の実施内容案を参考に、趣向を凝らした受託者の提案による企画。
    - (ア) 「晴星」車内で、佐久地域の日本酒・ワイン・クラフトビール等の試飲提供。  
その際は、それぞれの車両を車内販売形式によりスタッフが巡回すること。また、日本酒の利き酒師及びワインソムリエが乗車し、参加者にお酒の楽しみ方等をガイドすること。

(イ)「晴星」車内で、お酒に合う佐久地域の特産品（農畜産物加工品）を使用したおつまみの提供。

その際は、参加人数分を箱詰めして提供すること。

(ウ)小諸駅で一時下車時間を設けるので、駅周辺施設を活用し、車内で提供した酒類およびおつまみの販売イベントの開催。

その際は、イベント参加者以外の参加も可能とすること。

(エ)小諸駅から軽井沢駅までの運行区間において、特産品の魅力向上に資するイベントの開催。

(オ) (ア) から (エ) までにに関する広報

オ その他、予算の範囲内で、本業務の目的に資するための事業提案

#### (5) その他の実施項目

ア 上記の実施に必要な添乗員・販売者等の手配

イ 当日の行程マニュアルの作成

ウ 全体進行管理

エ ツアー参加に係る精算業務

### 6 委託料に含まれる経費

(1) しなの鉄道株式会社運行線である佐久地域星空トレイン「晴星」の借上げに係る経費

(2) 酒類試飲提供に係る経費

(3) おつまみ提供に係る経費

(4) 車内イベント開催に係る経費

(5) 酒類及び特産品販売イベント開催に係る経費

(6) 添乗員等スタッフに係る経費

(7) 行程マニュアルの作成費

(8) 参加者に係る精算業務に係る経費

(9) ツアー開催に係る広報経費

### 7 委託者への報告

#### (1) 業務実施計画書

受託者は、本業務の委託契約締結時に、事業実施計画書及び実施体制表を委託者に提出すること。なお、事業実施契約書等に変更が生じた際は、変更後の事業実施計画書等を添えて委託者に協議すること。

#### (2) 委託業務完了報告書

受託者は委託業務が完了した場合には、業務完了報告書を委託者に書面により提出すること。

### 8 その他

(1) 目的を十分に理解した上で、佐久地域の特産品（酒類・農畜産物加工品等）の魅力向上を図るための趣向を凝らした企画とすること。

(2) 本業務は、受託者自ら行う場合のほか、受託者以外の事業者や外部スタッフを活用することを可とする。ただし、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託することはできない。

(3) 本業務の実施に当たっては、実施内容の詳細について事前に委託者と協議すること。

(4) 受託者は本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合には、委託者と協議すること。

(5) 委託料及び履行期間を変更する必要があるときには、書面によりこれを定める。

(6) 新型コロナウイルス感染症防止対策を講ずること。